

Q 加害者に資金なく、弁償受けられず

法律 相談室

会社の飲み会の帰り道に見ず知らずの男から暴行を受け、金属製の凶器で何発も殴られた上に、バッグを奪われる被害に遭ってしまいました。その影響で身体に障害が残ってしまい、今まで通り働けなくなりました。加害者は捕まりましたが、20歳の無職で貯金もなく、被害弁償は一切受けられないままです。私が受けた被害を弁償してもらう方法はないのでしょうか。

残念ながらこのように、犯罪被害に遭ってしまった場合でも加害者に資金力がないこ

とを理由に弁償を受けられな
いケースは、多いと言わざる
を得ないのが実情です。
こういった被害者の精神
的、経済的被害の緩和を図る
ための制度として「犯罪被害
給付制度」があります。殺人
などといった故意の犯罪行為
により、死亡した被害者の遺

から実際に被害弁償を受けら
れる可能性は非常に低いと思
われます。また、加害者は成
人していることから、加害者
の家族に請求することも困難
とみられます。

族や、重傷病を負う、もしくは
は障害が残ることとなった被
害者本人に対し、国が給付金
を支給する制度です。

犯罪被害給付制度活用を

います。
(回答〓久保隼哉弁護士)



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律上的お悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。